シリーズ「マイナンバー(社会保障・税番号)制度を知ろう」第1回

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や

労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

■番号はいつ、どのように通知されますか?

▶今年 10 月以降、住民票を有する国民の皆様一人一人に、12 桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として、市町村から、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

■マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか?

▷平成 28 年 1 月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。 例えば、

- ①年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
- ②健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
- ③毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
- ④所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
- ⑤税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示 といった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

■個人番号カードは何に使えるのですか?

▷個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、市町村に申請していただくことで、平成28年1月以降、交付される予定です。個人番号カードは、①本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、②カードに搭載される I C チップや電子証明書を活用することにより、各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できるほか、e-Tax をはじめ、各種電子申請を行うことができます。マイナンバーはカードの裏面に記載されますが、法律で認められた場合を除き、個人番号カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので、注意してください。なお、I C チップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

■マイナンバーについてさらに詳しい情報はホームページまで。コールセンターも開設しています。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

電話番号 0570-20-0178 (外国語は0570-20-0291)

開設時間 平日9時30分から20時まで

(次号は、マイナンバー制度におけるセキュリティについて)